

生徒指導規程

福山市立向丘中学校

第1章 総則

第1条 目的

この規程は、すべての生徒が自立（自律）し、安心・安全に生活を送ることができるために定めたものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 服装（男女共通）

学校内外の学習活動および登下校（休日を含む）の際は学校が定める制服を正しく着用する。

1 上衣（規定ブレザー）

ア 下にシャツ、ブラウスを着用する。

- ・冬服、合服→色は白、ネクタイ、リボン着用
- ・夏服→色は水色の開襟シャツ（ネーム入り）

2 ズボン（規定ズボン）・・・A

ア 裾はシングルとする。

イ ベルトは黒または茶とする。

3 スカート（規定スカート）・・・B

丈は、膝が出ない長さとする。

※ AかBを選択可

4 靴下

色は白・黒・紺とする。

5 靴

色は白の運動靴とする。（メーカーは問わない）

6 その他

ア 夏服、冬服、および合服の移行期間は設定しない。

冬服…ブレザー、長袖カッター・ブラウス
ズボン・スカート、ネクタイ・リボン
必要に応じてブレザーの下にセーター・
規定のベストを着用

合服…冬服からブレザー・セーターを除いたもの

夏服…半袖開襟シャツ・ブラウス

ズボン・スカート

クールビズ期間のネクタイ・リボンの着用は個人の判断に任せる。

イ ネーム入りの衣類を着用する。

ウ 防寒対策

- ・マフラー・手袋・ウィンドブレーカーなどの防寒着は、冬季の登下校時着用してもよい。

（校内では、必ず脱ぐこと）

- ・タイツを着用してもよい。

（色は黒・ベージュのみ）

エ セーターはVネックで、色は紺・黒のみとする。

着用時には、ブレザーの袖、裾から出さないようにする。

オ ベストは規定のもののみとする。（色は紺のみ）

カ インナーは派手でないものとし、襟から、はみ出ないようにする。

第3条 頭髪その他

頭髪は、自分や他人の学校生活を邪魔しないものとする。また、清潔感のある髪型とする。

ア 前髪は目にかからない。

イ 整髪料は禁止する。（自然な髪型にする）

ウ 髪の毛の脱色・染色・パーマは禁止する。

エ 髪をくくる場合は、黒・紺・茶色のゴムでくくる。

（装飾のないものとし、ピンも同様とする）

オ まゆげは形を整えない。いじらない。

第4条 所持品その他

1 不要物（授業に関係ないもの・不要な金銭）は持ってこないこと。不要物は原則、指導後、保護者に返却する。

2 かばんについて

原則通学かばん（黒）、セカンドバッグ（青）を使用する。

第5条 自転車通学

1 登下校の自転車通学は、学校が許可した生徒に限る。
（向丘中から半径1km以上の範囲を許可区域とする）

2 自転車通学の生徒は、あごひもを正しくつけ、SGマークのついたヘルメットを着用し、指定した通学路で登下校する。

3 雨天時は、レインコートを着用する。傘をさしての乗車は、道路交通法違反である。

4 自転車通学の生徒、又は負傷、病気等で許可を得ている者は、バスで通学しても良い。

5 自転車について

ア 許可シールを後部（反射板付近）に必ず貼る。

イ 所定の位置に正しく駐輪する。

ウ 必ず鍵をつけ、施錠する。

エ 運転の妨げになる、または危険と見なされる改造などはしない。

第6条 登下校

1 登校したら、下校するまで無断で校外へ出ない。

出る必要のあるときは、担任の許可を得ること。

2 完全下校時刻を厳守する。

第7条 校外生活

地域・社会の一員として他に迷惑をかけることなく、向丘中学校の生徒として自覚をもち行動する。

第3章 特別な指導に関すること

第8条 特別な指導

1 法令・法規に違反する行為や学校が教育上必要と判断した場合、特別な指導を行う。

2 特別な指導のうち、状況により個別指導を行う。